

韓国入被爆者の自費治療のための入国について

43.10.7

北東アジア課

本件については5月16日付法務省管入甲字4483号

公信(写別添)をもって“(厚生省が)原爆医療法

本邦外の

と韓国入被爆者に適用する用意がない限り入

国の適否について検討することは適当でない”との

法務省の態度が示されているところ、自費治療者が

原爆医療法の適用を受けないことを前提に入国し

るや否やの向題について入管局入国審査課福泉

事務官に、また入管回答に関連して原爆医療法

の適用を欲しない自費治療目的入国者を居住者の

範疇から除外しえなきやについて厚生省公衆衛

生局企画課矢野事務官に照会したところ次の

とおりである。

### 1. 法務省回答

被爆治療を除く

(韓国人の治療のための入国については、引受け

病院に照会し設備および技術上の問題から韓国

で治療をうけることが困難であると判断された場合は

又は中韓で治療をうけた方が効果があると確認された

場合に入国を許可している。

しかし、被爆者の自費治療 (本邦身元引受人の費用)

負担を含む)は、病気の性格と長期の治療期間を  
必要とする点より滞在費、治療費が確実に保障さ  
れるか疑問であり、また治療なればにして費用が安  
いからとして帰国させることはできないと思われる。公使  
回答に先立ち厚生省と協議した際、厚生省の法制  
局意見書及び韓国人が本邦の適法に入国し外国  
人登録を取得すれば、原爆医療法が適用される  
居住者になるとの態度を示すとともに同省は本邦  
外の韓国人被爆者に原爆医療法を適用しないに  
とを明らかにした。

従って仮に原爆医療法の適用をうけない自費治

療者であるとして入国を許可した場合には、入国者の  
の意向とは異なって外国人登録取得と同時に居住者の  
の資格を失い、原爆医療法の適用対象者になること  
厚生省見解に相違することになるため、従来入国  
管理令第5条(上陸拒否事由)に規定する公共の負  
担者に該当するとの問題も発生する。

<sup>由から</sup> 二水方の環入管として、厚生省見解が変更されるに限  
り、自費治療入国希望者について入国の適否を模  
討しえない実状にある。

## 2. 厚生省回答

居住者の向題については法制局より外国人登

録取得者は居住者と推定できらるうとの意見が示され

(健康)

た。居住者は被爆手帳を申請することができることになり

る。しかし外国人登録に記載される在留資格が在留期間

更新の目的(病気治療)等により在留資格が在留期間

にあるとみなさないものを居住者に含めなくともよいと

思われるが公的な判断は検討の上通報する。